

**社会保険労務士が答える
企業の労務管理**

福田博司



**年金受給資格期間が
10年に短縮されました**

平成29年8月1日より公的年金の老齢年金受給に必要な受給資格期間が、25年から10年に短縮されました。

政府の社会保障・税の一体改革の一環として「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が本年の8月1日に施行されました。これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間、年金制度に加入していなくても資格期間に加えることのできる期間（「カラ期間」とよばれる合算対象期間）を合算した資格期間が原則25年（30

0月）以上必要でした。この期間が10年（120月）に短縮されたのです。

この制度変更により、新たに約64万人（障害・遺族年金受給者を含めると約73・5万人）が受給資格を得ることとなり、対象となる方には、本年2月から順次「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）短縮」が日本年金機構より送付されています。

これまでは受給できなかった人でも、保険料を納めた期間等が10年以上あれば、新たに年金給付の対象者になるるので、大きな制度変更です。その背景として、「将来の無年金者の発生を抑えていくこと」「年金を受けとれる方を増やし、納めて頂いた年金保険料をな

23



るべく年金の支払いにつなげる」ことがありました。では対象となる年金や対象者について、具体的にみてみましょう。

対象となる年金は、老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金（原則、老齢厚生年金として決定）・寡婦年金と、これに準ずる旧

等期間）が10年以上の方
② 保険料納付済等期間が10年以上の方が65歳以上（加入する年金制度や性別により異なる）になった場合です。

一方年金の保険料を納めた期間等が10年に満たない方は、法改正後も原則として給付対象者とはなりません。しかし、その



法老齢年金です。「遺族年金」「障害年金」については、制度変更の対象外です。対象者としては、

① 既に65歳（厚生年金保険の加入期間が1年以上ある場合は60歳（男性は62歳）以上65歳未満）以上の方で、年金を受け取るため必要な期間（保険料納付済

ような方のために、最長70歳まで国民年金に加入することのできる国民年金の、「任意加入制度」（60歳以上）や、保険料を後からおさめることのできる「後納制度」があります。これらの制度を活用し、年金保険料納付期間等を10年以上にすることが可能です。

皆さんの会社で働いている方達から「年金」について相談を受けたことはありますか？ 制度変更を受け、今まで受給資格期間が短いために諦めていたケースの人も前述した方法で受

給できる可能性もあり、受給者自体は確実に増加します。

しかしながら今後、「保険料は10年だけ納めればいいよね？」といった考え方をする若い世代の人が出てくるかもしれません。いわゆるモラルハザードを起すことも危惧されますが、年金は納付した期間に応じて受給額が決まりますので、短い納付期間では、将来低年金者になることを説明し、理解してもらわなければいけません。

今回の制度変更において、年金制度に従業員の方たちと共に理解し、これからの人生設計を考えてみる大事な機会ととらえ、活用したいものです。

ご不明な点や年金事務所への相談の予約は「ねんきんダイヤル」（☎0570-051165、050-11165）へ。

イラスト・伊藤栄章